

第1回  
愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会  
書面開催資料

令和2年4月17日開催

愛媛県総務部総務管理局市町振興課

愛媛県県民環境部環境局環境政策課



# 目 次

はじめに	… 1
1 水道事業の広域連携について	… 2
2 水道事業の広域連携に関する経緯・今後の見通し について	… 3
3 これまでの検討状況について	… 4
4 愛媛県水道事業経営健全化検討会 検討結果	… 6
5 「水道広域化推進プラン」の全体像（イメージ）	…10
6 今後のスケジュールについて	…11
7 プラン策定と並行して検討する項目について（省略）	
※この議題については、各団体から意見を伺うことを想定していたため、書面開催と なった本検討会では省略させていただきます。次回開催の部会にて改めて伺います。	
8 県内の水道の状況及び水道法の改正等について	…13
（1）水道法の改正について	…14
（2）水道施設の耐震化の状況について	…28
（3）新型コロナウイルス感染症に対する対応について	…33

## はじめに

水道事業については、施設の老朽化に伴う大量更新時期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少等により、全国的に経営環境が厳しさを増しており、一層の経営健全化が求められているところです。

このような中、国においては、水道事業に係る経営基盤の強化、経営効率化を図る方策として広域連携を掲げ、県が市町村等と検討体制を構築し検討を行うことを求めており、本県においても、県関係部局と20市町及び2企業団を構成メンバーとする愛媛県水道事業経営健全化検討会を平成28年に設置し検討を行い、昨年8月に、関係資料1-2のとおり検討結果を取りまとめたところです。

今年度から、検討結果を踏まえながら、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた検討を進めることとしていましたが、4月17日に予定していた「第1回愛媛県水道広域推進プラン検討委員会」については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で書面開催にさせていただきました。

このため、今回は、これまでの検討結果等を中心に関係書類を送付いたしますので、今一度内容のご確認をお願いします。

今後開催予定の部会においては本資料を基に下記の重点検討項目について、検討・意見交換等を進めていきたいと存じますのでよろしくお願いします。

なお、今年度は業務委託により現状分析、将来推計等を実施します。また、業務委託により分析・検討を進める中で、各団体にヒアリング等を実施させていただきますので、ご対応をお願いします。

### 【今年度の重点検討項目】

#### ①本県における水道広域化パターンについての検討

全域での統合を前提とするか、東・中・南予のブロックを前提とするか、など

#### ②実現可能な取組みについての検討

【具体例】漏水調査等の共同実施

維持管理業務の共同委託、など

# 水道事業の広域連携について

## 県水道事業経営健全化検討会（平成28年6月～令和元年8月）

### <概要>

平成28年2月の総務省通知に基づき、県内水道事業者の現状分析や将来予測、広域連携等によるコスト削減の可能性の模索、問題意識の共有等を図ったもの

### <検討結果>

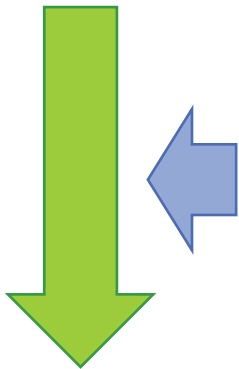
- ・ 災害対応：全事業者が日本水道協会に加入し、同協会を中心とした応援体制を強化
- ・ 事業統合：南予地域において、用水供給事業を行う2企業団から受水している事業者を中心に事業統合を検討
- ・ 経営健全化に向けた検討の継続：  
検討会をベースとした新たな組織で、引き続き広域連携等を検討



### 水道事業の将来に向けた危機意識を共有



引き続き広域連携等の検討を進め、詳細な将来見通し（現状ベース）の作成や取組のシミュレーションによる効果の明確化を図ることで、具体的な取組の着手につなげる。



### 「水道広域化推進プラン」策定要請

- 平成31年1月25日付総務省・厚生労働省通知により、都道府県に対し、「水道広域化推進プラン」の策定を要請
- ・ 広域化の推進方針とこれに基づく当面の具体的取組やスケジュール等を定める
  - ・ 広域化の様々なパターンに応じた将来見通しについてシミュレーションを実施し、具体的効果を比較
  - ・ 令和4年度末までに策定・公表

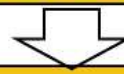
## 県水道広域化推進プラン検討委員会（令和元年10月～）

### 【検討事項】

- ・ 現状分析
- ・ 単独経営を続けた場合の将来見通し
- ・ 経営上の課題分析
- ・ 広域化パターンの検討
- ・ 広域化のシミュレーション
- ・ 広域化の効果分析
- ・ 広域化の推進方針、当面の具体的取組内容・スケジュール検討

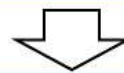


- ・ 実現可能な取組みの早期着手
- ・ 愛媛県水道広域化推進プランの策定



### 広域連携の取組みの具体化

- ・ 人的資源の確保
- ・ 維持管理業務等の共同発注
- ・ 浄水場等施設のダウンサイジング等



## 安定的な経営体制の確保

# 水道事業の広域連携に関する経緯・今後の見通しについて

## ○水道事業の広域連携に関する検討(平成28年2月29日付け総務省通知に基づくもの)

- 1 **概要**  
水道事業の広域連携に関する検討体制を構築し、検討結果を公表するもの。
- 2 **検討主体**  
都道府県
- 3 **検討体制**  
都道府県及び都道府県内の全ての市町村等をもって検討体制を構築
- 4 **検討スケジュール**  
平成30年度を目途に検討・公表
- 5 **検討事項**
  - (1) 各市町村等の現状分析及び将来予測
  - (2) 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討



上記を踏まえ、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組等を検討

## ○水道広域化推進プラン(平成31年1月25日付け総務省・厚労省通知に基づくもの)

- 1 **概要**  
広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画のこと。
- 2 **策定主体**  
都道府県
- 3 **策定体制**  
関係部局が参加する一元的な体制を構築し、市町等と十分協議しながら調整
- 4 **策定スケジュール**  
令和4年度末までに策定・公表
- 5 **具体的な記載事項**
  - (1) 市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
  - (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
  - (3) 今後の広域化に係る推進方針等



水道基盤強化計画に引き継がれる想定

## ○水道基盤強化計画(改正水道法第5条(H30.12)の規定に基づくもの)

- 1 **概要**  
水道事業の広域化をはじめ、水道の基盤強化を図る上での各種取組の具体的な実施計画のこと。(改正水道法において“定めることができる”旨の規定あり)
- 2 **策定主体**  
都道府県
- 3 **策定体制**  
関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会など
- 4 **策定スケジュール**  
未定
- 5 **具体的な記載事項**
  - (1) 計画区域の将来給水人口及び水需要の見通し
  - (2) 計画区域における基盤の強化の目標及び基盤の強化に向けた実現方策
  - (3) 都道府県及び市町村による水道事業者等との連携等の推進 等

これまでの検討状況について

会議	概要
<p>第1回検討会 (H28. 8. 25)</p>	<p>○趣旨説明 平成 28 年 2 月の総務省通知に基づき、検討会を設置。30 年度に検討内容を取りまとめ、各団体での取組につなげる。</p> <p>○各市町現状報告 ・職員構成や概ね 10 年後の給水人口等といった経営状況等に係るアンケートを実施し、事務局から報告 ・各市町から、課題や取組について報告</p> <p>○先進事例紹介 オブザーバー参加をお願いした有限責任監査法人トーマツから全国の状況等について説明</p>
<p>第1回WG (H29. 2. 8)</p>	<p>○第1回検討会の報告</p> <p>○経営健全化に向けた課題解決方策の検討 ・広域連携方策について事前アンケートを実施し、意見交換を実施 ・東・中・南予で、各団体が直面する課題や意識の方向性に大きな違いがあることがわかり、今後のWGはブロック別に開催</p>
<p>第2回WG (中予：H29. 7. 28 東予：H29. 8. 1 南予：H29. 8. 3)</p>	<p>○水道事業の現状と課題を取りまとめ 現状だけではなく、将来的な収支不足等を把握するとともに、施設統合等によりどの程度収支が改善するのか示す必要があるのではないかとの意見あり</p> <p>○経営健全化に向けた検討 ・中予・東予は、水質検査業務の合理化や維持管理業務の共同委託など、管理面で可能な経営健全化策について検討 ・南予は、企業団との事業統合などを視野に検討</p> <p>○各団体内での説明のお願い 首長へ「広域連携に向けて事務的に検討」することの説明を依頼 また、その資料とするため収支シミュレーションへの協力を依頼</p>
<p>第2回検討会 (H30. 3. 22)</p>	<p>○これまでの取組について 第1回・第2回WGにおける議論や、それらを踏まえた検討状況等について説明</p> <p>○水道事業の現状や課題、今後の取組等について WGの議論を踏まえて作成した資料について項目毎に説明</p> <p>○今後のスケジュール説明 取りまとめに向けた今後のスケジュール等を説明</p> <p>○事例紹介 オブザーバー参加をお願いした有限責任監査法人トーマツから全国の取組事例や国動向等について説明</p>

会議	概要
<p>第3回WG  (中予：H30.6.14  東予：H30.6.21  南予：開催中止)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討経過説明</li> <li>○意見照会結果等について  広域連携策の検討に係る意見照会結果の概要・各市町の状況説明</li> <li>○広域連携に関する意見交換  上記意見照会結果等を踏まえた意見交換</li> <li>○今後の方針について  今後の取りまとめ方針・スケジュール等を説明</li> </ul>
<p>第3回検討会  (H31.2.18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの検討状況・国動向等について  第3回WGにおける議論や、水道法改正・総務省検討会報告書等の国動向等を説明</li> <li>○事例紹介  オブザーバー参加をお願いした有限責任監査法人トーマツから全国を取組事例や国動向等について説明</li> <li>○検討会検討結果（素案）について  WGの議論を踏まえて作成した検討結果（素案）の説明</li> <li>○今後のスケジュール説明  取りまとめに向けた今後のスケジュール等を説明</li> </ul>
<p>第4回WG  (南予：R元.5.28  中予：R元.6.14  東予：R元.6.21)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまでの検討状況・国動向等について  これまでの議論や、総務省で開かれた水道広域化推進プランに関する説明会の概要、水道法改正等の国動向等を説明</li> <li>○検討会検討結果（素案）について  第3回検討会で示した検討結果（素案）に対する意見照会の結果及びそれを受けて行った検討結果（素案）の修正について説明</li> <li>○広域連携等に関する意見交換  広域連携策の検討に向けた各市町の状況や検討結果（素案）について意見交換</li> <li>○今後のスケジュールについて  取りまとめ・公表に向けた今後のスケジュール等を説明</li> </ul>



# 愛媛県水道事業経営健全化検討会 検討結果（概要）

## 水道事業の現状と課題

- 県内水道事業は22事業体が給水を実施（末端給水20事業体、用水供給2事業体）
- 県内水道事業が抱える主な課題
  - ・人口減少に伴う水需要の減少
    - ⇒ 2040年の県人口は約107.5万人（2015年比22.4%減）
  - ・施設の老朽化等による更新需要の増大
    - ⇒ H28年度 管路更新率 0.66%（全国 0.75%）
    - ⇒ H29年度 耐震適合率 29.2%（全国 39.3%）
  - ・職員数の減少等
    - ⇒ 県全域職員数 H23年度：511人 ⇒ H29年度：476人
  - ・災害への対応
    - ⇒ 平成30年7月豪雨災害により浄水場や配水管が多数被災
- 関係団体との円滑な連携、応急給水資材・人員の確保、情報発信のあり方等の課題が浮き彫り
  - ⇒ 今後、南海トラフ巨大地震等を見据えた対応検討が必要

## ○ 国の動き

- ・水道事業ビジョンの作成
- ・広域連携の推進
  - ⇒ 総務省「水道財政のあり方に関する研究会」報告書公表（H30.12）
- ・水道法の改正
  - ⇒ 総務省・厚生労働省通知「水道広域化推進プランの策定について」（H31.1）
- ・水道法の一部を改正する法律案の成立（H30.12）
  - ⇒ 基礎強化計画の策定等による広域連携の推進、民間事業者を含めた官民連携の推進等を盛り込み

## 将来推計

- 今後40年の県全体の将来推計（大まかな収支シミュレーション）概要（地方公営企業法適用分のみ）
  - 今後40年間の収支不足額  $\Delta 3,567$ 億円
  - （40年後の企業債残高の増加額  $+200$ 億円）

## 経営健全化に向けた検討の方向性

- 各事業体における経営健全化
    - ・アセットマネジメント（※）の活用による更新需要の平準化・更新費用の削減、料金改定等による財源確保の検討
    - ※将来にわたり事業経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理
  - 広域連携の活用
    - ・事業統合や業務の共同実施、施設の共同利用などによる、スケールメリットを生かしたコスト削減及び効率的・効果的な事業運営の検討
  - 民間活用
    - ・民間活用による職員数の減少カバーや、ノウハウを活かしたサービスの質の向上等
- ⇒ 上記の考え方をもとに、東・中・南予のブロック別WGにおいて、地域の実情や各事業体の事情に応じ、可能な広域連携方策の検討を実施

## まとめ

- 検討結果
  - ・災害対応
    - ・全事業体が日本水道協会に加入。
    - ⇒ 今後、応援体制の一層の強化や関係機関との連携に取り組む。
  - ・事業統合
    - ・南予地域は、用水供給事業を行う2企業団から受水している事業体が複数あり、県内でも人口減少が進んでいることなどから事業統合を検討する。
    - ・経営健全化に向けた検討の継続
      - ⇒ 検討を一過性のものとしてせず諸課題に一致団結して立ち向かうため、検討会をベースとした新たな組織で、引き続き広域連携等に向けた検討を進める。
- 今後の方向性
  - ・東・中予
    - ・事業統合や浄水場運転管理業務の共同委託、施設の共同設置などは現時点での実施は困難な状況。維持管理業務など連携可能な内容について検討を進める。
  - ・南予
    - ・事業統合に向けた検討等のほか、企業団からの受水団体以外の事業体も含め、個別業務等での連携の可能性についても検討を進める。
    - ・その他
      - ・上記のほか、地域にこだわらず実現可能な広域連携策について検討を進める。その際、個々の事業体間での連携についても、積極的に検討する。

愛媛県水道事業経営健全化検討会検討結果一部抜粋

(1) 東予地域

手法	広域連携案	主な意見	
① 統 合	事業 統 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度からアセットマネジメントを実施しており、単独でやれることが多いという認識。</li> <li>・合併後の旧町の料金統一もなされておらず、他市との統合の検討は困難。</li> <li>・上水道と簡易水道の統合もまだの状況では困難。</li> </ul>	
	用水供給事業と 水道事業の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水供給事業者が東予になく、現実的に統合の相手がいない。</li> </ul>	
② そ の 他	管理の 一 体 化	維持管理業務の 共同委託	<p><b>施設の保守点検、緊急時対応の共同発注ならば検討可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じメーカー、規格であれば、地域を超えた検討も可能。</li> <li>・共同委託によりスケールメリットが働き、24 時間対応できる体制の可能性もあり。</li> </ul>
		浄水場運転管理 業務の共同委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託済みであり、共同委託するメリットがない。</li> <li>・仕様が異なるため困難。</li> </ul>
		各種システムの 共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務システムは市町ごとに業者委託しており、仕様も異なるため、共同委託するメリットがあまりない。</li> </ul>
		水質検査業務の 合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>すでに一部の市町間で連携しているが、さらなる連携の余地あり。</b></li> </ul>
		漏水調査等の共 同実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の実施方法（主体、範囲、頻度）は市町によって様々。 ⇒今後も議論を続け、<b>共同実施の可能性を模索。</b></li> </ul>
	施設 の 共 同 化	施設の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同設置は、更新のタイミングの面でも困難。</li> </ul>
		緊急時の資機材 の融通（貸借）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町で、管のストックは行っている。 ⇒<b>全県的にストック状況を把握し、その情報をフィードバックする体制作りの可能性あり。</b></li> </ul>
		加圧給水車の共 同配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で配備している市町もあるが、近隣市町による共同配備は困難。</li> </ul>
	その他	災害時等の応援 体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>日本水道協会による応援体制が構築されているため、事業体間での訓練や施設情報の共有化などを行い、より一層の連携強化を図る。</b></li> </ul>
		各種 PR の共同 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>イベントや広報の共同実施の可能性あり。</b></li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>共同の研修会の実施等は可能性あり。</b> ※人数的に人事交流は困難な市町もあり。</li> </ul>	

(2) 中予地域

手法		広域連携案	主な意見
① 統合	事業 統合	複数の水道事業等による事業統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点在する簡易水道が多数あり、位置（距離、高低差）の問題もあるため、事業統合は非現実的。</li> <li>・ 簡易水道の上水道への統合を行っており、市内部の統合が落ち着いてから検討したい。</li> </ul>
		用水供給事業と水道事業の統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用水供給事業者が中予になく、現実的に統合の相手がいない。</li> </ul>
② その他	管理の 一体化	維持管理業務の共同委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>電気保安事業の共同委託は、条件次第では可能。</b></li> <li>・ 広範囲に水道施設が点在している上に、それぞれ維持管理方法が異なるため共同委託は困難。</li> </ul>
		浄水場運転管理業務の共同委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の委託方法、機器等の違いにより困難。</li> </ul>
		各種システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金システムと財務会計システムをまとめられれば良いが、仕様の統一が必要であり、かつ、多額の費用も生ずるため困難。</li> </ul>
		水質検査業務の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業を含め多機関が携わる分野であり、更なる議論の継続が必要</li> </ul>
		漏水調査等の共同実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の実施方法（主体、範囲、頻度）は市町によって様々。 ⇒今後も議論を続け、<b>共同実施の可能性を模索。</b></li> </ul>
	施設の 共同化	施設の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同利用できそうな施設がない。</li> </ul>
		緊急時の資機材の融通（貸借）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>松山市には一部の管についてストックあり。困窮している他市町への融通は可能。</b> ※大規模災害時は、日本水道協会が采配する仕組みあり</li> </ul>
		加圧給水車の共同配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松山市のみ配備。共同保有は、保管や費用分担等の問題により現実的には困難。</li> </ul>
	その他	災害時等の応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>日本水道協会による応援体制が構築されているため、事業体間での訓練や施設情報の共有化などを行い、より一層の連携強化を図る。</b></li> </ul>
		各種 PR の共同実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>イベントや広報の共同実施の可能性あり。</b></li> </ul>
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>共同の研修会の実施等は可能性あり。</b> (※人数的に人事交流は困難な市町もあり。)</li> </ul>

(3) 南予地域

手法		広域連携案	主な意見
① 統合	事業 統合	複数の水道事業等による事業統合	<p><b>(1)宇和島市と津島水道企業団の事業統合</b> (宇和島市水道事業が企業団を吸収) ・今後、関係市町間で詳細を詰めていくことになる。</p> <p><b>(2)南予水道企業団と受水団体の事業統合</b> ・現状のままでは、給水事業体及び企業団が共倒れになるため、検討を進める必要がある。 ・協議会など長期的に検討を続けられる体制が必要。 ・検討は賛成だが、料金をどうしていくかが重要。 ・一方、簡易水道と上水道の統合があり、広域連携のイメージができない。 ⇒統合後の姿、統合によるメリットを関係者間で共有することがまずは必要。</p>
		用水供給事業と水道事業の統合	
② その他	管理の 一体化	維持管理業務の共同委託	平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により第 3 回ワーキンググループが中止となったこともあり、個別具体の議論までは至っていないが、共同発注等の可能性を探りたい旨の意見が複数の団体からあり、今後も継続して検討を行う。
		浄水場運転管理業務の共同委託	
		各種システムの共同化	
		水質検査業務の合理化	
		漏水調査等の共同実施	
	施設の 共同化	施設の共同設置	東予・中予の検討結果を踏まえ、県下全域での連携について検討
		加圧給水車の共同配備	
	その他	緊急時の資機材の融通（貸借）	東予・中予の検討結果を踏まえ、県下全域での連携について検討
災害時等の応援体制			
各種 PR の共同実施			
	その他		



# 「水道広域化推進プラン」の全体像（イメージ）

## 1 現状と将来見通し

- ア 自然・社会的条件に関すること  
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること
- イ 水道事業のサービスの質に関すること  
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ウ 経営体制に関すること  
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること
- エ 施設等の状況に関すること  
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること
- オ 経営指標に関すること  
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

### (1) 現状

- ・左記のA～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析
- ・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

### (2) 将来見通し

- ・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定
- ・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映
- ・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映

## 比較

### 効果の算出

- ・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

## 2 広域化のシミュレーションと効果

### (2) 広域化のシミュレーション

- ・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出
- ・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のA～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定
- ・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

### (3) 経営上の課題

- 現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列挙
- (例)
- ・水需給の不均衡
  - ・災害への対応
  - ・職員の減少
  - ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
  - ・老朽化、耐震化対策の必要性
  - ・料金収入の減少
  - ・更新需要の増大
  - ・経営状況の悪化

### (1) 広域化パターンの設定

- ・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定
- ・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

## 3 今後の広域化に係る推進方針等

### (1) 広域化の推進方針

- ・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

### (2) 当面の具体的取組内容及びスケジュール

- ・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時に決めて決まっていることを記載
- ・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時に決めて決まっている他の広域化に係る事業（国庫補助事業等）との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

## 今後のスケジュールについて

これまで、現状把握や将来見通しに必要なデータの収集、水道事業者との意見交換等を行ってきた。

- ・今年度の第1回目の検討委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で書面開催とし、以後、部会を年2回程度開催し、プラン策定に向けた検討を進める。(第2回検討委員会は部会での検討状況等によって、別途検討する。)
  - ※必要に応じ、適宜 担当者会の開催や個別ヒアリング等も実施
- ・なお、県・市町間の情報共有をこれまで以上に図り、トップを含めた共通認識のもと水道広域連携の取組みを進めるため、令和2年2月開催の県・市町連携推進本部会議において、これまでの経緯や今後の取組方針等について説明したところ。今後も適宜 経過報告等を行う予定。
  - ※水道事業の広域連携について、県・市町連携推進プランに掲載
- ・水道広域化推進プランは、令和4年度前半目途で策定・公表することを目指す。(検討委員会で決定したものを、県・市町連携推進本部会議で公表する想定)

年度	項目
令和元年度	・現状把握、将来見通しに必要なデータの収集
令和2年度	・現状分析、将来推計・経営上の課題分析(外部委託) ・実現可能な取組みの検討、広域化パターン等の検討
令和3年度	・広域化のシミュレーションと効果分析(外部委託) ・広域化に向けた課題検討、当面の具体的取組内容協議
令和4年度 前半	・プラン策定 ・議会への説明、住民への公表、国への報告



愛媛県水道広域化推進プラン 策定スケジュール

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度														
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
県・市町運携推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>経緯、現状、今後の取組み方針等報告</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、取組状況等報告</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、取組状況等報告</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、取組状況等報告</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>プランの報告・公表</li> </ul>											
検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の説明</li> <li>将来見通しの期間の決定</li> <li>広域化バターの検討</li> <li>実現可能な取組みの検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>将来見通しの内容検討②</li> <li>広域化バターの検討②</li> <li>実現可能な取組みの検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>将来見通しの内容検討①</li> <li>広域化バターの検討①</li> <li>実現可能な取組みの検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>将来見通しの分析、経路上の課題分析報告</li> <li>広域化バターの設定</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>シミュレーション等報告</li> <li>広域化に向けた課題検討</li> <li>広域化の推進方針、当面の具体的取組内容及びスケジュール検討</li> <li>プラン(案)の決定</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>プランの決定(県)</li> </ul>								
部会等										<ul style="list-style-type: none"> <li>シミュレーション等内容検討①</li> <li>広域化に向けた課題検討①</li> <li>当面の具体的取組内容協議①</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>シミュレーション等内容検討②</li> <li>広域化に向けた課題検討②</li> <li>当面の具体的取組内容協議②</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>プラン(案)の作成</li> </ul>								
事務局・市町等	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状把握</li> <li>将来見通しに必要なデータの収集</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>将来見通しのためのデータ整理等</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>シミュレーションのためのデータ整理</li> <li>広域化に向けた課題整理</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>広域化の推進方針検討</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>議会への説明</li> <li>住民への公表</li> </ul>											
業者委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状分析、将来推計・経営上の課題分析</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>広域化のシミュレーションと効果分析</li> </ul>																				

第1回愛媛県水道広域化推進プラン検討委員会

県内の水道の状況及び  
水道法の改正等について

令和2年4月17日(金)  
愛媛県県民環境部環境局環境政策課

---



# 1. 水道法の改正について

## 水道を取り巻く状況

### 現状と課題

我が国の水道は、98.0%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。しかし、以下の課題に直面している。

#### ①老朽化の進行

- ・ 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中(H29年度16.3%)。

#### ②耐震化の遅れ

- ・ 水道管路の耐震適合率は約4割しかなく、耐震化が進んでいない(年1%の上昇率)。
- ・ 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

#### ③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- ・ 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- ・ 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

#### ④計画的な更新のための備えが不足

- ・ 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- ・ 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

# 水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の概要

## 改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権<sup>※</sup>を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

### 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定<sup>※</sup>に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定

## 施行期日

令和元年10月1日(ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

## 1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

- 水道の普及率は98.0%(平成29年度)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1347の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が914と多数存在(平成29年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。



- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。  
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)



## 広域連携の推進

小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。料金収入の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。

広域連携の形態	内容	事例
事業統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている)</li> </ul>	香川県広域水道企業団 (香川県及び県下8市8町の水道事業を統合：H30.4～)
経営の一体化	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる)</li> </ul>	大阪広域水道企業団 (大阪広域水道企業団が9市町村の水道事業を経営：H29.4～順次拡大)
業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の一体化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等)</li> <li>総務系事務の共同実施、共同委託</li> </ul> </li> </ul>	神奈川県内5水道事業者 (神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の水源水質検査業務を一元化：H27.4～)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の共同化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質試験センターなど)</li> <li>緊急時連絡管の接続</li> </ul> </li> </ul>	熊本県荒尾市と福岡県大牟田市 (共同で浄水場を建設：H24.4～)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等</li> </ul>	多数

## 水道広域化の類型化

	垂直統合型	水平統合型	弱者救済型
形態※	水道用水供給事業と受水末端水道事業の統合	複数の水道事業による統合	中核事業による周辺小規模事業の吸収統合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に施設が繋がっているため、施設の統廃合を行いやすい</li> <li>末端水道事業が所有する水源や浄水場等の廃止が可能</li> <li>施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制</li> <li>水源から蛇口までを一元的に管理でき、安全度が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営資源の共有化</li> <li>規模の拡大に伴い、業務の共同化や民間委託の範囲拡大等により効率的な事業運営が図れる</li> <li>施設統廃合に伴う事業費の削減により水道料金上昇を抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(中核事業)</li> <li>中核事業体としての地域貢献</li> <li>(小規模事業)</li> <li>水道料金の上昇を抑制</li> <li>給水安定度の向上</li> <li>事業基盤が安定</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水安定度向上のためには、末端水道事業間の連絡管整備が必要となり、事業費の増大となる場合がある</li> <li>水道料金上昇に伴うと、料金決定が困難になる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地理的条件から施設統廃合ができない場合に、統合によるメリットは少なくなる</li> <li>水道料金上昇に伴うと、料金決定が困難になる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(中核事業)</li> <li>給水条件の悪い事業を統合する場合は、経営的な負担が増す</li> <li>(小規模事業)</li> <li>統合に伴う施設整備費、出資金及び借金の清算等、広域化にあたり財政負担が発生</li> </ul>

※ 経営統合を含む。

# 広域化により期待される効果

広域化により、単独経営よりも水道料金収入の安定化や水道料金の値上げ幅の抑制、水道施設の統廃合による更新事業費や維持管理費の抑制等の効果が期待される。

## 水道料金の値上げ幅を抑制

【香川県】：香川県全市町で水道料金の値上げ幅を抑制

(高松市の例) 水道料金の推移 (家庭用20m<sup>3</sup>) (円/月)

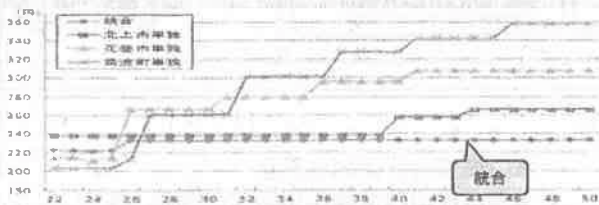
	H31	H34	H37	H40	H43	H46	H49	H52	H55
単独経営	2,700	2,700	2,700	2,748	2,909	3,102	3,263	3,520	3,841
広域化※	2,700	2,700	2,700	2,951	2,951	2,951	3,079	3,318	3,350

(普通寺市の例) 水道料金の推移 (家庭用20m<sup>3</sup>) (円/月)

	H31	H34	H37	H40	H43	H46	H49	H52	H55
単独経営	3,100	3,100	3,207	3,314	3,492	3,688	3,955	4,205	4,472
広域化※	3,100	3,100	3,100	2,951	2,951	2,951	3,079	3,318	3,350

※ 生活基盤施設耐震化等交付金及び一般会計歳入を考慮

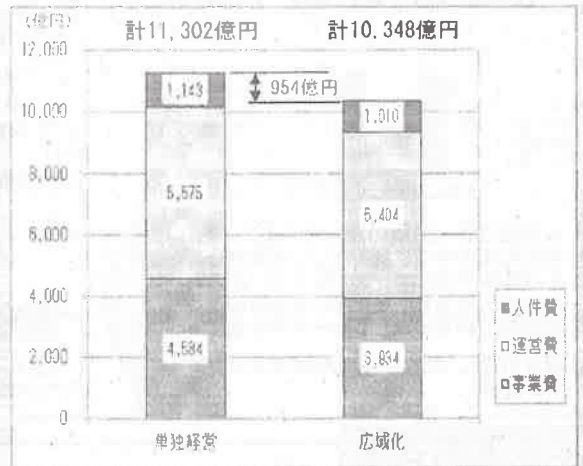
【岩手中部水道企業団】：3市町すべてで料金値上げを抑制



## 水道施設の統廃合により事業費を抑制

【香川県】：約950億円減 (平成28～55年)

浄水場の削減計画  
 上水道 55 → 26  
 簡易水道 16 → 11



(出典) 「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」、「香川県広域水道事業体設立準備協議会資料」「岩手中部水道広域化事業計画」を基に作成

## 『水道広域化推進プラン』の策定について

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し、平成34年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

### 1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて  
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、広域化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制  
策定は、都道府県が行うこと。  
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、関係部局が連携し一元的な体制を構築すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等  
平成34年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。  
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

### 2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し  
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、人口減少や更新投資需要の増大等を反映し、現状と将来見通しを明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果  
地域の実情を踏まえた広域化のパターンごとに、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、広域化の効果を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等  
(1)及び(2)に基づき、今後の広域化の推進方針並びに今後進める広域化の当面の具体的取組の内容(想定される広域化の圏域とその方策)及びそのスケジュールについて記載すること。

### 3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル  
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発行予定。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組  
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係  
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係  
水道広域化推進プランの策定に当たっては、都道府県水道ビジョンや、区域内の水道事業者が策定した経営戦略の記載内容の活用が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進  
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要。

### 4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするともに、地方負担額について、平成31年度から平成34年度までの間、普通交付税措置を講ずる。  
また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、地方財政措置を講ずる。



# 改正水道法に基づく広域連携の推進

## 厚生労働省

### 基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

### <都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

## 都道府県

### 都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

### 都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

### 水道基盤強化計画 (改正水道法第3条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画  
水道事業者等との広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

### 広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

- (構成員)
- ・都道府県
  - ・市町村
  - ・水道事業者
  - ・水道用水供給事業者
  - ・学識経験者、その他都道府県が認める者

### 水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。

### 計画区域

- 連携等推進対象区域1
- ・構成自治体(A市・B市)
  - ・連携内容(水道事業の統合等)
  - ・施設整備内容(管路管整備事業)
- 連携等推進対象区域2
- ・構成自治体(C市・D市)
  - ・連携内容(管理システムの統合等)
  - ・施設整備内容(システム整備事業)
- 連携等推進対象区域3
- ・構成自治体(X市・Y市)
  - ・連携内容(浄水場の共同設置等)
  - ・施設整備内容(浄水場整備事業)

## 水道事業者等

- ・水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組等
- ・収支見通しの作成及び公表

## 近年における広域連携の実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成22年4月	淡路広域水道企業団	157,600人	兵庫県淡路島内の水道供給事業者(1企業団)と受水事業者(3市)が統合	21年3ヶ月
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の水道供給事業者(1企業団)と受水事業者(2市1町)が統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者(1市4町)が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	509,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者(3市5町)が統合	7年
平成29年4月 平成31年4月	大阪広域水道企業団	262,700人 ※3市5町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中水道供給事業者(1企業団)が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町と経営を統合	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者(8市8町)が統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の水道供給事業者(1企業団)と受水事業者(4市)が統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人	福岡県田川地域の水道供給事業者(1企業団)と受水事業者(1市3町)が統合	10年8ヶ月



# 広域連携に向けた新たな取組事例

実施主体	期間	内容	
神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団	令和元年11月～令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5事業者で、これからの時代に相応しい水道システムの構築に向けた検討を行うため、<u>検討会を設置</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 5事業者が平成22年にとりまとめた「水道施設の共通化、広域化」の検証ほか</li> </ul> </li> </ul>	
水道事業者	平成29年度～令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治法の「事務の代替執行」制度を活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 天龍村の簡易水道の施設整備事業を支援</li> </ul> </li> </ul>	
長野県企業局	平成30年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道事業者からの相談等を受け付け           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「水道事業者なんでも相談窓口」を設置し、水道事業者からの質問等に直接回答・助言</li> <li>▶ 県知事部局と企業局で結成した「市町村支援チーム」が直接相手方の現場に赴き、水道事業者の実情に応じた支援を実施</li> </ul> </li> </ul>	
都道府県	兵庫県	平成30年4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内水道事業者において不足している専門職員の確保、育成に向けた取り組みとして、(公財)兵庫県まちづくり技術センターに「<u>上水道支援課</u>」を新たに設置           <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 水道事業者が実施する水道施設の計画、設計への助言、工事の積算・工事監理などの技術支援を実施</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 適切な資産管理の推進(第22条の2、第22条の3、第22条の4)

### 現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

### 改正法

- (第22条の2)
- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。
- (第22条の3)
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。
- (第22条の4)
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。



## 適切な資産管理の推進により期待する効果

点検を含む  
施設の維持・修繕

水道施設台帳  
の整備

水道施設の  
計画的な更新等

### 水道施設の適切な管理 (維持管理水準の底上げ)

- 老朽化等に起因する事故の防止
- 点検・補修履歴等を含め、水道施設の適切な把握に基づく管理の実施

### 大規模災害時等の 危機管理体制の強化

- 大規模災害時に円滑に応急対策活動できるよう、水道施設の基礎情報を整備・保管

### アセットマネジメントの精度向上

- 施設の長寿命化による投資の抑制
- 保有資産の適切な把握とその精度の向上
- 水道施設の更新需要の平準化

### 広域連携や官民連携等 のための基礎情報として活用

- 広域連携や官民連携等の実現可能性の調査・検討等に用いる施設整備計画・財政計画等の作成に活用

## 水道施設の点検を含む維持・修繕ガイドラインの概要

- 水道事業者等が点検を含む維持・修繕を行うにあたり参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(R1.9)を策定
- 本ガイドラインは、法令の主旨を踏まえ、「水道維持管理指針2016」や「簡易水道維持管理マニュアル」等の技術指針類に基づきとりまとめ、日本水道協会が設置した「水道法改正に係わる専門委員会」の意見等を踏まえて作成
- 本ガイドラインは、施行規則に定める基準に従い、水道事業者等が点検を含む維持・修繕の内容を定めるに当たっての基本的な考え方を示すものであり、水道事業者等が管理する全ての水道施設の維持・修繕に適用
- 水道施設の点検、維持・修繕の実施方法を、考え方、必須事項、標準事項、推奨事項に分類して記載

### 必須事項

関係法令(水道法、河川法、道路法、建築基準法、電気事業法等)に規定され遵守すべき事項

### 標準事項

法令には規定されていないが、技術的観点から標準的に実施すべき事項(水道施設の状況や重要度等に応じて、内容の変更が可能な事項)

### 推奨事項

水道施設を効果的に維持するため必要に応じて実施することが望ましい事項



# 水道施設台帳の整備(法第22条の3、施行規則第17条の3)

※令和4年9月30日までは適用しない

- 水道施設の維持管理及び計画的な更新など、適切な資産管理を行えるよう、水道事業者等は、水道施設台帳を適切に作成及び保管
- 台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正するなど、その適切な整理を継続して実施することが必要

## ■ 調査及び図面として整備すべき事項

※マッピングシステムなどの電子システムで把握している場合も、水道施設台帳が整備されていると見なす

調 査	<b>管路等調査</b>	管路等の性質ごとの延長を示した調査 ・管路等区分、設置年度、口径、材質及び継手形式並びに区分等ごとの延長	<b>水道施設調査</b>	水道施設(管路等を除く)に関する諸元を示した調査 ・名称、設置年度、数量、構造又は形式及び能力
	図 面	<b>一般図</b>	水道施設の全体像を把握するための配置図 ・市区町村名及びその境界線 ・給水区域の境界線 ・主要な水道施設の位置及び名称 ・主要な管路等の位置 ・方位、縮尺、凡例及び作成の年月日	<b>施設平面図</b>

## ■ 形式を問わず整備すべき情報

- ・管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
- ・制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
- ・止水栓の位置
- ・道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

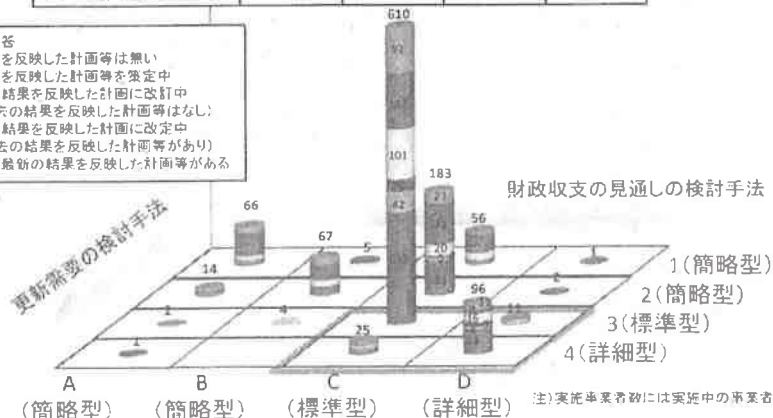
# アセットマネジメントの実施状況等

- 厚生労働省では、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表
- これらの取組により、水道事業者等に対してアセットマネジメントの実施を求めてきた結果、実施率は、平成24年度の約29%から平成30年度の約82%と増加
- 引き続き、アセットマネジメントの実施率の引き上げとともに、精度の低い簡略型から精度の高い型への移行が必要
- アセットマネジメント結果の公表率は約19%であり、水道法改正を踏まえ、公表率の引き上げが必要

検討手法(タイプ別)の実施状況(事業者数)

財政収支の見通しの検討手法	タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
更新需要の見通しの検討手法	66	5	56	1
タイプ1(簡略型)	14	67	183	2
タイプ2(簡略型)	2	4	610	11
タイプ3(標準型)	1	0	25	96

- 未回答
- 結果を反映した計画等はない
- 結果を反映した計画等を発定中
- 最新結果を反映した計画に改訂中(過去の結果を反映した計画等はない)
- 最新結果を反映した計画に改定中(過去の結果を反映した計画等があり)
- 既に最新の結果を反映した計画等がある



## アセットマネジメントの実施状況等

- ▶ 平成30年度の**アセットマネジメント**を実施している事業者<sup>※1</sup>は **82.3%** (1,167事業者)。
- ▶ **標準精度(タイプ3・C<sup>※2</sup>)以上**で実施している事業者<sup>※1</sup>は **52.3%** (742事業者)。
- ▶ 上記のうち、その結果を基本計画等へ反映している事業者は**35.5%** (503事業者)。
- ▶ **アセットマネジメントの結果を公表**している事業者は**19.4%** (275事業者)。

※1 実施中の事業者も含まれる  
 ※2 施設の再構築・ダウンサイジング等までは検討していないが、将来の投資必要額(更新需要)は把握

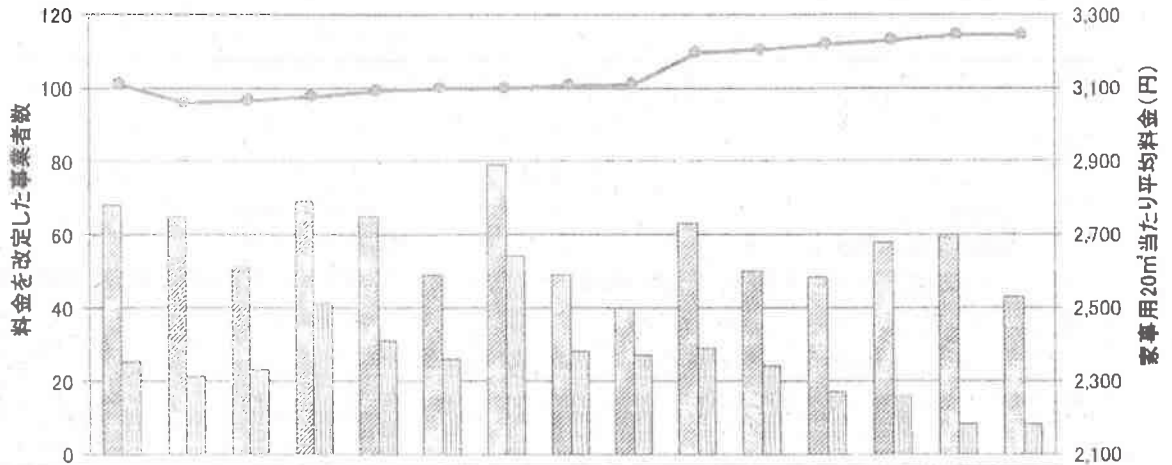
注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

出典)平成31年3月厚生労働省水道課調べ



# 水道料金の改定状況

- 平成30年度に料金改訂を行った上水道の事業者数は51で、集計事業者に対する割合は約4.0%、平均改定率は約10.1%である。料金値下げは8事業者で実施。
- 人口減少等の要因により料金収入が減少する事業者において、事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ(税金)による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができず、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなる。



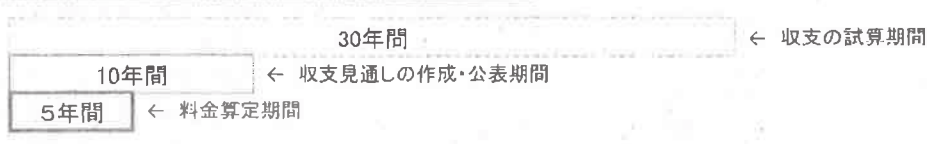
年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
値上げ事業者数 <sup>1)</sup>	68	65	51	69	65	49	79	49	40	63	50	48	58	60	43
値下げ事業者数	25	21	23	41	31	26	54	28	27	29	24	17	16	8	8
全上水道事業者数	1,586	1,337	1,327	1,321	1,316	1,286	1,283	1,280	1,279	1,275	1,274	1,264	1,269	1,260	1,247
家事用20㎡平均料金(円)	3,109	3,056	3,065	3,077	3,090	3,096	3,099	3,107	3,109	3,196	3,202	3,215	3,228	3,244	3,241

1) 料金体系の改定を含む  
2) 出典「水道料金表(平成31年4月1日現在)」公益社団法人 日本水道協会

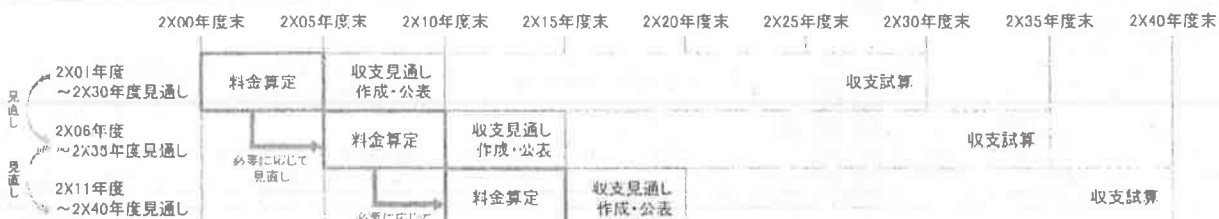
## 水道法改正に伴う水道料金設定方法について

- 水道事業者には、まずは更新投資の費用を含む、長期的な収支の試算をされたい。
- その上で、水道料金は、当該収支の試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであり、当該期間ごとの適切な時期に見直しを行うものである必要がある。
- 施行当初は、収支の試算が未了であることが想定されるため、従来と同様に「料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」との規定も設けている。しかしながら、省令において、収支の試算に基づく料金設定と、定期的な見直しを求めていることから、速やかに省令を踏まえた料金設定方法を導入されたい。

### 1. 収支見通しの試算・作成・公表の期間、料金算定期間を設定(例)



### 2. 上記期間に基づくスケジュール



### 3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

#### 現状・課題

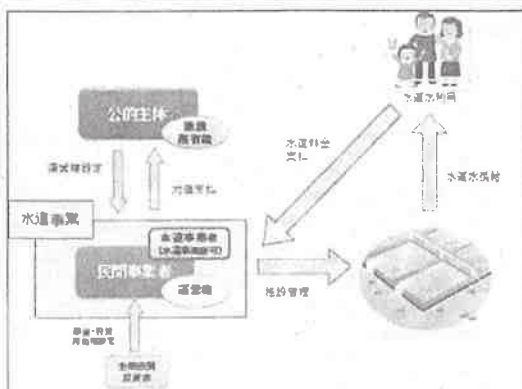
- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

#### 改正法

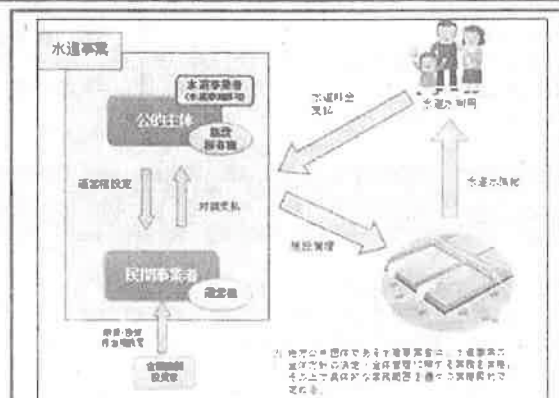
- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
  - 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
  - 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
- ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき:
- ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
  - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
  - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

### 水道事業等におけるコンセッション方式の概要

- ・ コンセッション方式は、PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
- ・ 水道事業等においても、平成23年のPFI法改正時よりコンセッション方式の導入が可能となり、経営主体を水道事業等の運営等を行おうとする公共施設等運営権者とし、公共施設等運営権者が水道法に基づく水道事業経営の認可を取得した上で、実施することとされた(民間事業型)。
- ・ さらに、平成30年12月に成立した水道法改正法(令和元年10月施行)により、水道事業等の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、厚生労働大臣の許可を受けて、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持し最終的な給水責任を地方公共団体に残した上で、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる、新たなコンセッション方式の導入が可能となった(地方公共団体事業型)。



民間事業型の概念図  
(平成23年PFI法改正)



地方公共団体事業型の概念図  
(平成30年水道法改正)



# 水道施設運営権者の業務範囲について

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

## 水道事業

水道事業の全体方針の決定・全体管理

- ・経営方針の決定
- ・議会への対応、条例の制定
- ・認可の申請・届出
- ・供給規程の策定
- ・給水契約の締結
- ・国庫補助等の申請
- ・水利使用許可の申請
- ・指定給水装置工事事業者の指定

### 施設の整備※1

- ・水道施設の更新
- ・水道施設の大規模修繕
- ・水道施設の増築

等

### 施設の管理

- ・水道施設の運転管理
- ・水道施設の維持・修繕、点検
- ・給水装置の管理
- ・水質検査

等

### 営業・サービス

- ・料金の設定・收受※2
- ・料金の徴収
- ・水道の開栓・閉栓
- ・利用者の窓口対応

等

### 危機管理

- ・災害・事故等への対策
- ・応急給水
- ・応急復旧
- ・被災水道事業者への応援

等

### 水道施設運営権者 実施可能範囲

※1: 運営権を設定した水道施設の全面更新(全面除却し再整備)は除く ※2: 条例で定められた範囲での利用料金の設定・收受に限る

## 新たなコンセッション制度の運用のための関連規定・ガイドライン等の策定

改正水道法の施行(令和元年10月)に合わせ、新たなコンセッション制度の運用のための関連規定を整備するとともに、許可審査についての基本的な考え方や留意事項等を定めたガイドライン、水道事業者等が事前に検討すべき事項や導入・実施の際の手順を実務的に解説する手引きを策定。

### 改正水道法

(令和元年10月施行)

- 水道施設運営権の設定の許可(第24条の4)
- 許可の申請(第24条の5)
- 許可基準(第24条の6)
- その他関連事項(第24条の7～第24条の13)に関する規定を新設

省令委任事項

### 水道法施行規則

(令和元年9月改正)

- 許可の申請に係る提出書類(第17条の9)
- 実施計画書の記載内容(第17条の10)
- 許可基準の技術的細目(第17条の11)等に関する規定を整備

制度運用の詳細



導入検討のための参考資料

### 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン (令和元年9月策定)

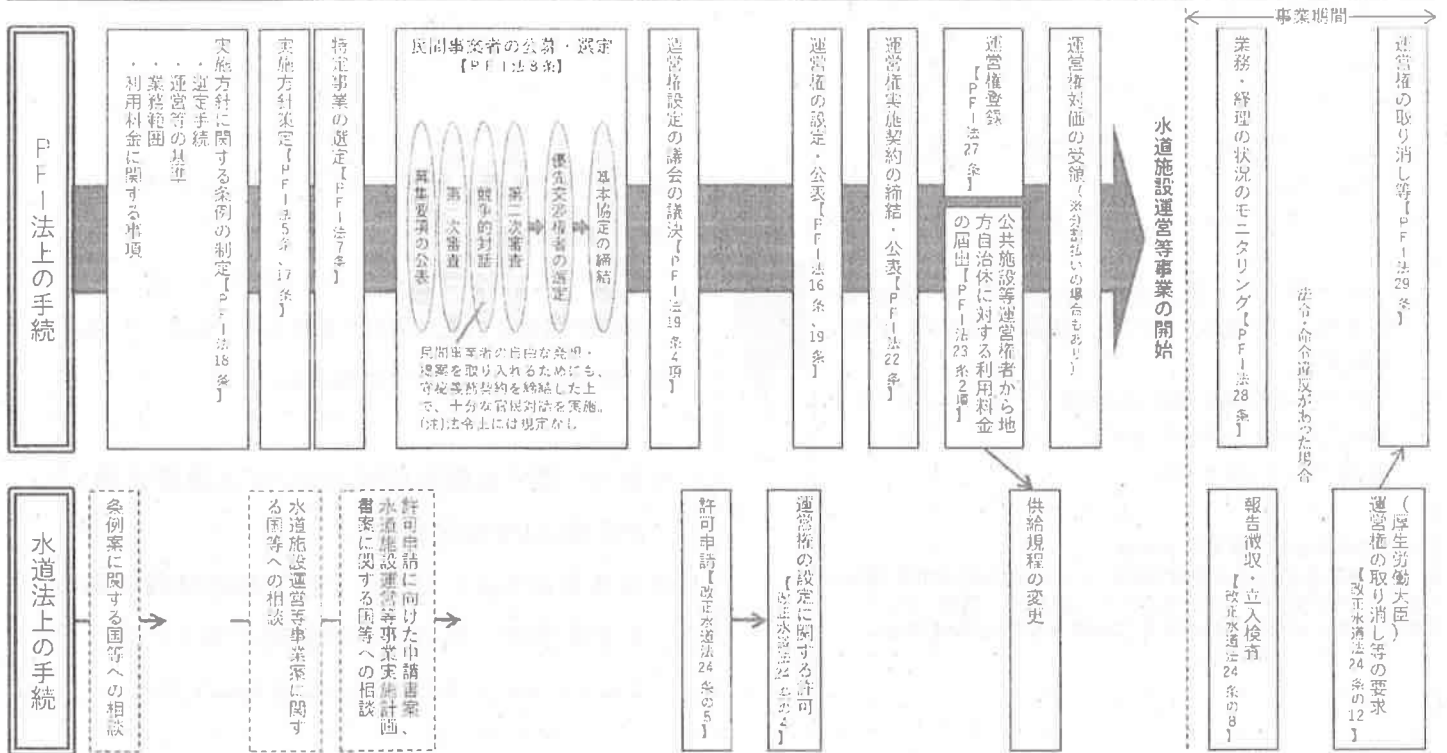
- 許可の基準や許可の際の留意事項
- 許可申請時の提出書類や実施計画書等の記載内容等を項目ごとに解説し、厚生労働大臣が許可審査を行う際の基本的な考え方を示す

### 水道事業における官民連携に関する手引き (令和元年9月改訂)

- 水道事業において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を実務的に解説。
- 第V編としてコンセッション方式導入の際の事前検討事項や実施手順についての解説を新たに加える等の改訂を実施。

# 民間事業者への水道施設運営権の設定に関する手続の流れ

- 水道施設運営権の設定を行おうとする地方自治体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく手続を行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。
- 事業開始後、地方自治体は、PFI法に基づき、水道施設運営権者に対しモニタリングを行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働省は、地方自治体と水道施設運営権者に対し、直接、報告徴収、立入検査等を行う。



## コンセッション制度の導入に向けた取組事例

### 宮城県

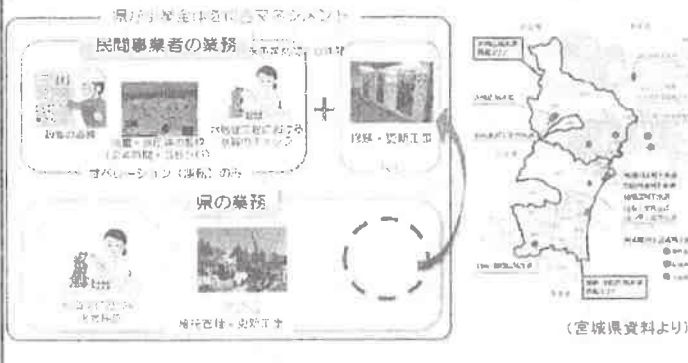
#### <概要>

- 〇上下水一体の「みやぎ管理運営方式」として、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備の修繕・更新工事等を業務内容としたコンセッション事業
- 〇事業期間は20年間
- 〇令和元年12月に条例制定、実施方針策定・公表

#### <スケジュール>

- 〇令和2年3月 募集要項等公表・募集開始
- 〇令和3年6月又は9月議会 運営権設定提案・議決
- 〇令和4年4月から事業開始

（上記は現時点の予定であり、今後、状況に応じて随時変更される可能性がある）



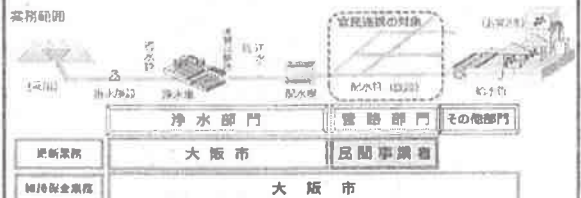
### 大阪市

#### <概要>

- 〇管路更新業務全般を業務内容としたコンセッション事業
- 〇事業期間は16年間を予定
- 〇令和2年2・3月議会に実施方針条例案を提出

#### <スケジュール>

- 〇募集手続き等を経て、令和4年4月に事業開始予定



民間事業者：管路更新業務全般（施工計画の策定から設計、発注、施工、施工監理まで）

大阪市：管路更新以外の施設更新、維持保全（管路含む）等

（大阪市資料より）



## 4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

### 現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。  
H9：2万5千者 → H29：23万6千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
  - ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者
  - ・ 違反工事件数：1,869件 (H29)
  - ・ 苦情件数：4,223件 (H29)

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

### 改正法

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。
  - ※ 従来の指定の要件を変更するものではない。(参考)指定の基準
    - ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
    - ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等
  - ※ 有効期間の延長又は短縮は不可
- ※ 施行に関する留意点等について水道課長通知を発出(令和元年6月)
- ※ 日本水道協会において、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」を作成済(令和元年7月)

## 現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の更新時期の平準化について

改正法においては、現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の指定の更新について、更新時期が一定期間に集中することを避けるため、平準化することができるよう、政令を含めて定める。具体的には、指定給水装置工事事業者に関する施行日後の最初の有効期限は、

- ・ 施行日の前日から起算して5年を経過する日までとする
- ・ 当該指定を受けた日が改正法施行日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間とする

指定を受けた年月日	指定の有効期限
平成10年4月1日 ～平成11年3月31日	施行日の前日から1年:2020(令和2)年9月29日
平成11年4月1日 ～平成15年3月31日	施行日の前日から2年:2021(令和3)年9月29日
平成15年4月1日 ～平成19年3月31日	施行日の前日から3年:2022(令和4)年9月29日
平成19年4月1日 ～平成25年3月31日	施行日の前日から4年:2023(令和5)年9月29日
平成25年4月1日 ～令和元年9月30日	施行日の前日から5年:2024(令和6)年9月29日

※ 水道事業者は、有効期間内における指定給水工事事業者からの更新の申請時期について自らの運用において合理的な範囲内で設定することが可能。その際、更新の申請を行う指定給水装置工事事業者が十分に時間的余裕をもって申請書の準備を行うことができるよう配慮が必要。

## 水道法改正に関する政令・省令・告示・ガイドライン等

改正水道法の施行(令和元年10月1日)にあわせて、政省令を改正するとともに、水道の基盤を強化するための基本方針や各種手引き、ガイドライン等を作成・更新。

### 政省令・告示

- 水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
- 水道法施行規則の一部を改正する省令
- 水道の基盤を強化するための基本的な方針

### 手引き・ガイドライン等

- <広域連携>
  - 水道広域化推進プラン策定マニュアル
  - 水道基盤強化計画の作成の手引き
- <適切な資産管理>
  - 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
- <官民連携>
  - 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン
  - 水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)
- <その他>
  - 水道事業等の認可等の手引き(令和元年9月版)

上記のほか、日本水道協会において、「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」を作成済(令和元年7月)

## 水道法改正に関する通知等

改正水道法の施行(令和元年10月1日)にあわせて、9月30日に関連通知等を出発。

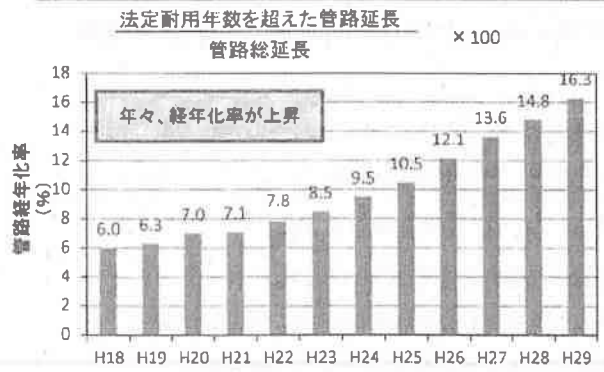
- |               |  |
|---------------|--|
| ■ 薬生水発0930第1号 | ■ 改正水道法等の施行について  |
| ■ 薬生水発0930第2号 | ■ 水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について   |
| ■ 薬生水発0930第3号 | ■ 水道基盤強化計画の策定について  |
| ■ 薬生水発0930第4号 | ■ 水道基盤強化計画、都道府県水道ビジョン及び水道広域化推進プランの関係性について  |
| ■ 薬生水発0930第5号 | ■ 「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定及び「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について   |
| ■ 薬生水発0930第6号 | ■ 水道法施行規則の一部改正について(簡易専用水道関係)   |
| ■ 薬生水発0930第7号 | ■ 水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について<br>※サイバーセキュリティ対策を強化するものであり、水道法改正に関する通知ではない。  |
| ■ 事務連絡        | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 水道法施行規則の一部を改正する省令の公布について(参考送付)</li> <li>✓ 水道基盤強化計画の策定について(情報共有)</li> <li>✓ 水道事業等の認可の手引きの改訂について(送付)</li> <li>✓ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインについて</li> </ul> |

## 2. 水道施設の耐震化の状況について

### 管路の経年化の現状と課題

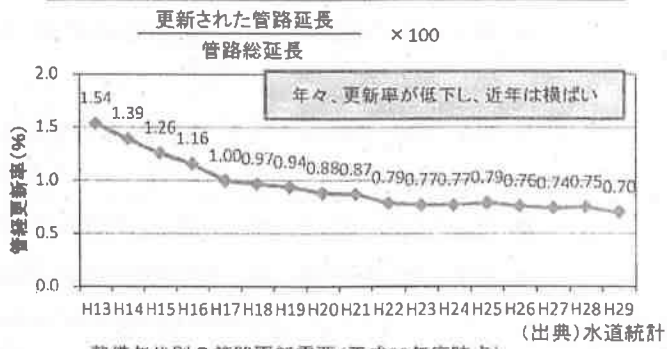
- 全管路延長(712,290km)に占める法定耐用年数\*(40年)を超えた延長の割合は、16.3%(平成29年度)となっている。  
\* 減価償却費を計算する上での基準年数(計画的に更新を実施している水道事業者の実績の平均では56年)
- 現状の年間更新実績は、更新延長4,971km、更新率0.70%(平成29年度)となっている。
- 今後20年間で更新が必要な管路は、1981年以前に整備された173,900km、全体の24%程度と予測され、これらを平均的に更新するには、1.22%程度の更新率が必要となる。

管路経年化率(%)



H29年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	17.8%	13.5%	16.3%
管路更新率	0.78%	0.59%	0.70%

管路更新率(%)



整備年代別の管路更新需要(平成29年度時点)

整備時期	延長	管路全体に占める割合
1961年以前	15,000 km	2%
1962年～1971年	38,500 km	5%
1972年～1981年	120,400 km	17%
計	173,900 km	24%

(出典) 令和2年3月  
厚生労働省  
水道課調べ



# 水道施設における耐震化の状況（平成30年度末）

## 基幹管路

- 平成29年度から1.0ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

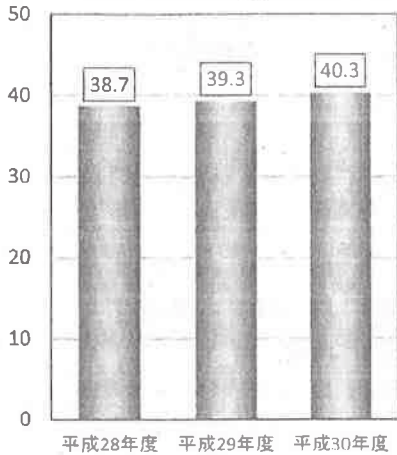
## 浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

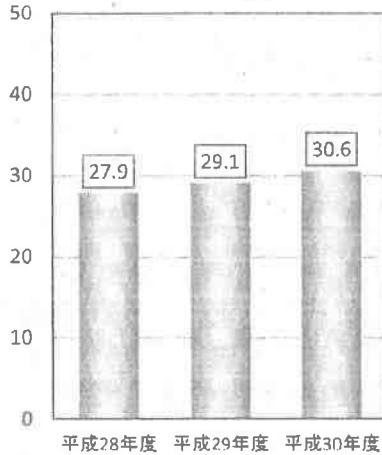
## 配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

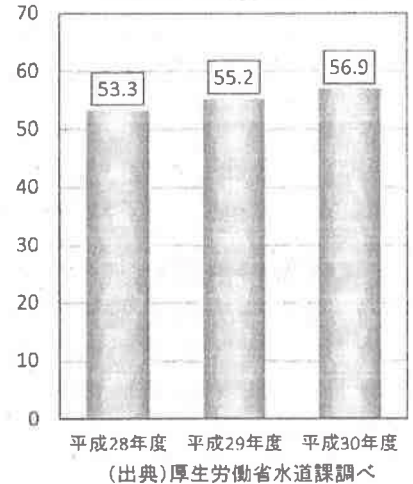
基幹管路の耐震適合率 (%)



浄水施設の耐震化率 (%)



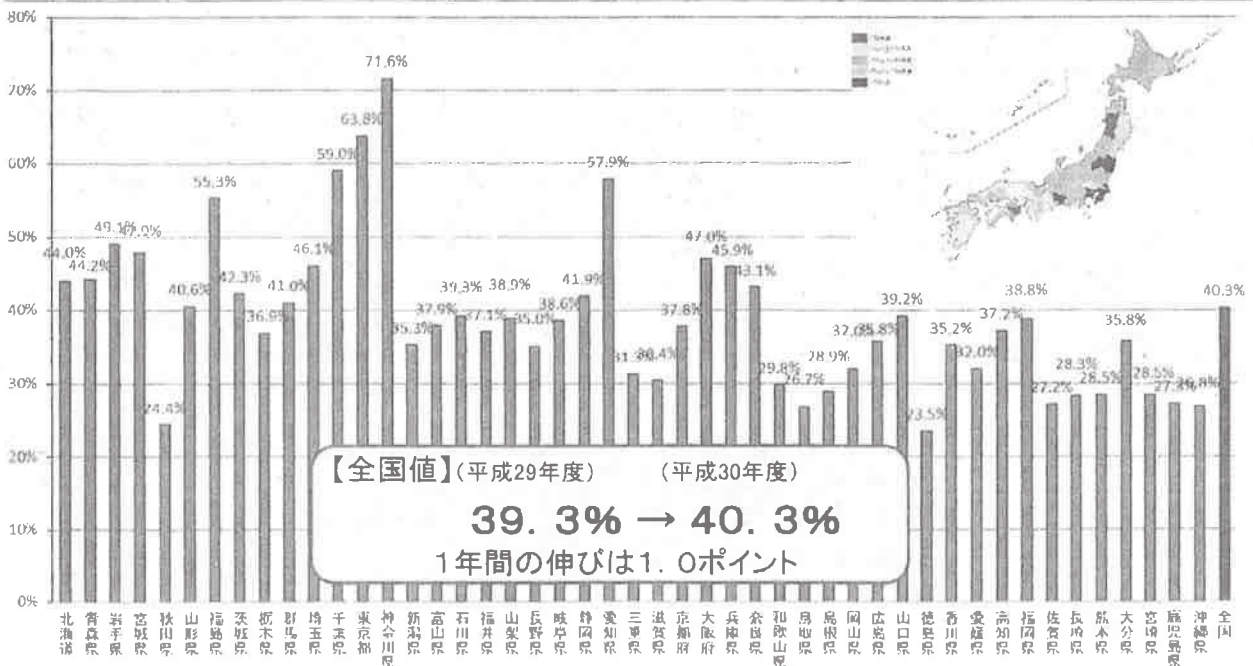
配水池の耐震化率 (%)



# 水道基幹管路の耐震適合率（平成30年度末）

水道管路は、高度経済成長期に多くの延長が布設されているが、これらの多くは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある基幹管路の割合は40.3%にとどまっており、事業者間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要な状況である。

※基幹管路の耐震適合率(KPI)：50%[2022年](国土強靱化アクションプラン2018(平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定)より)





## 県内上水道施設の耐震化(耐震適合)率

浄水場、配水池の耐震化率については、全国的に見ても高水準にある。

一方、基幹管路の耐震適合率については、着実に増加しているものの、依然低水準にある。



<大阪北部地震による水道管の破裂>

平成30年度末 県内上水道施設の耐震化(耐震適合)率

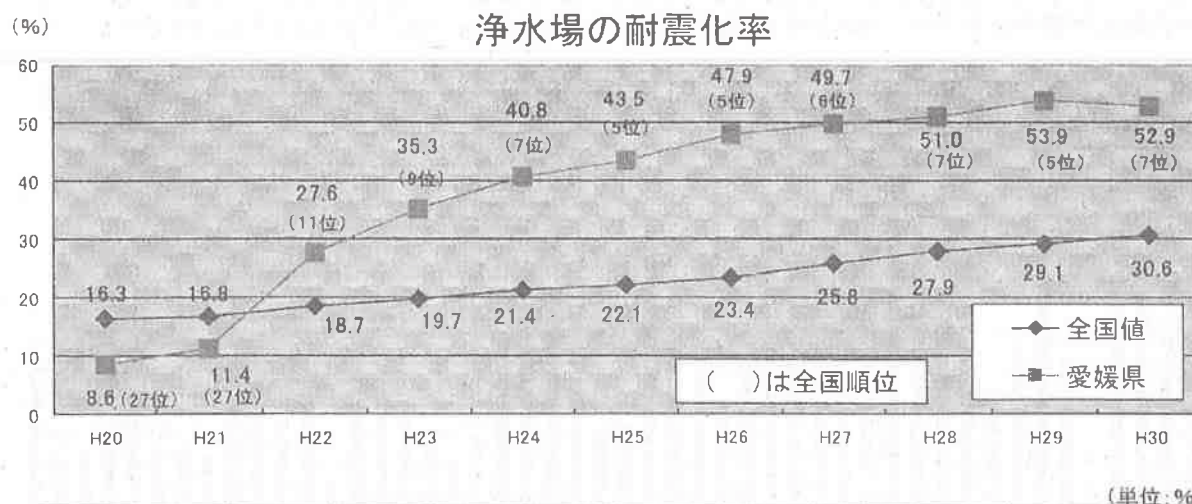
区 分	愛媛県(%)	全国平均(%)	全国順位
浄水場	52.9	30.6	7位
配水池	62.9	56.9	11位
基幹管路	32.0	40.3	34位

### 《今後の目標》

『えひめ震災対策アクションプラン』（H26年度末公表、R元年度末改定）

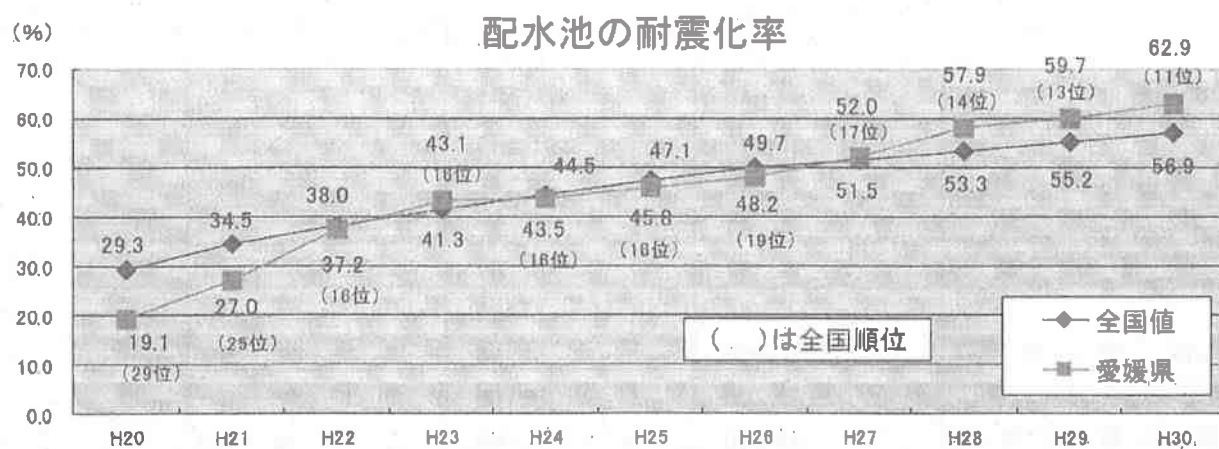
- ・基幹管路の耐震適合率 H25年度：23% → R6年度：40%
- ・重要給水施設への管路の耐震適合率 H25年度：21% → R6年度：45%

## 水道施設の耐震化(耐震適合)率の推移【浄水場】



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国値	16.3	16.8	18.7	19.7	21.4	22.1	23.4	25.8	27.9	29.1	30.6
愛媛県	8.6	11.4	27.6	35.3	40.8	43.5	47.9	49.7	51.0	53.9	52.9

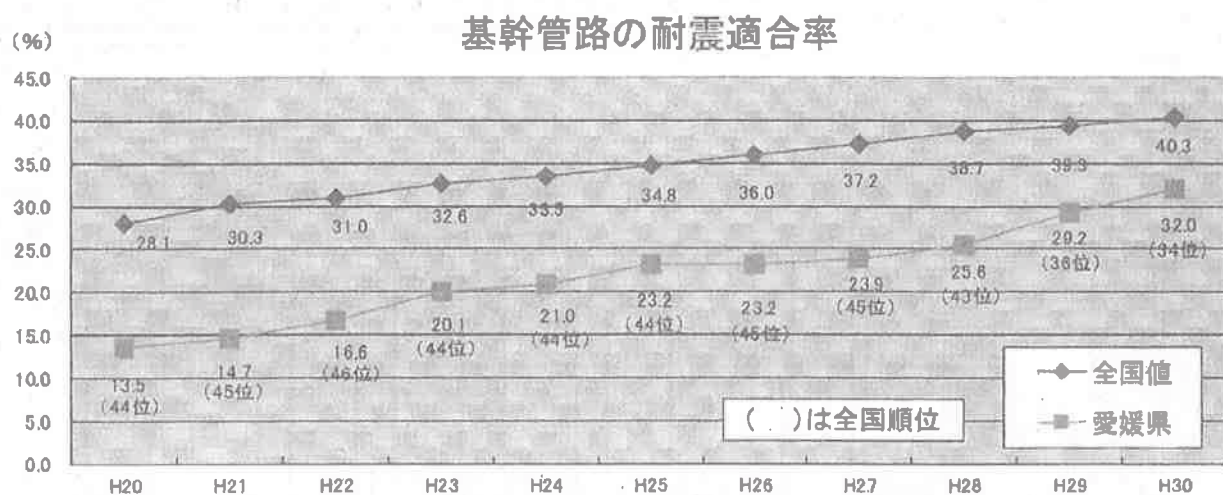
## 水道施設の耐震化(耐震適合)率の推移【配水池】



(単位: %)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国値	29.3	34.5	38.0	41.3	44.5	47.1	49.7	51.5	53.3	55.2	56.9
愛媛県	19.1	27.0	37.2	43.1	43.5	45.8	48.2	52.0	57.9	59.7	62.9

## 水道施設の耐震化(耐震適合)率の推移【基幹管路】



(単位: %)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国値	28.1	30.3	31.0	32.6	33.5	34.8	36.0	37.2	38.7	39.3	40.3
愛媛県	13.5	14.7	16.6	20.1	21.0	23.2	23.2	23.9	25.6	29.2	32.0



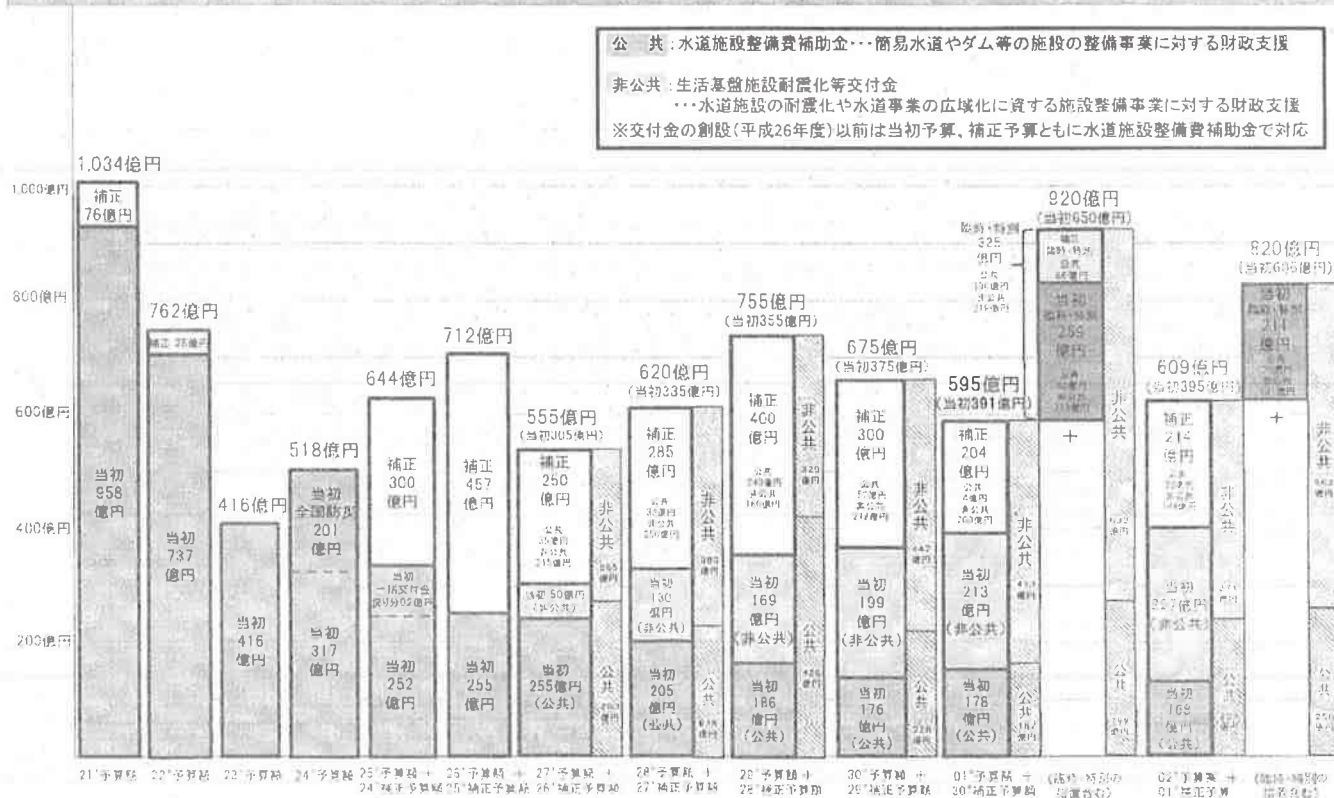
# 令和2年度水道施設整備関係予算(案)

(単位：百万円)

区分	令和元年度 予 算 額 A	令和2年度 予 算 (案) B	対前年度 増△減額 B-A	対前年度 比率(%) B/A
水道施設整備費	[ 101,388 ] 74,388	( 90,457 ) 69,057	△ 5,331	92.8%
水道施設整備費補助	[ 28,749 ] 21,749	( 25,749 ) 18,749	△ 3,000	86.2%
指導監督事務費等	[ 87 ] 87	( 87 ) 87	0	100.0%
災害復旧費	[ 356 ] 356	( 356 ) 356	0	100.0%
耐震化等交付金	[ 63,200 ] 43,200	( 56,166 ) 41,766	△ 1,434	96.7%
東日本大震災	[ 8,996 ] 8,996	( 8,099 ) 8,099	△ 897	90.0%
水道施設整備費 ※災害復旧費(東日本含む)を除く	[ 92,036 ] 65,036	( 82,002 ) 60,602	△ 4,434	93.2%

- 注1)：厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計。  
 注2)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。  
 注3)：令和元年度予算額欄の〔 〕書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、平成30年度補正予算額を含んだ額。  
 注4)：令和2年度予算(案)の( )書きは、災害復旧費と東日本大震災を除き、令和元年度補正予算を含んだ額。

## 水道施設整備費 年度別推移 (平成21年度予算～令和2年度予算案)



- 注1) 内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。  
 注2) 平成25年度以降は、前年度補正予算額を当年額に転換し、当年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。  
 注3) 百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

### 3. 新型コロナウイルス感染症に対する 対応について

#### (1) 国から発出された通知等 ①

事務連絡  
令和2年1月31日

○厚生労働省（「新型コロナウイルスに関するQ&A」）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

各厚生労働大臣認可  
各都道府県水道行政主管部（局）担当者 殿

（水道事業者）  
（水道用水供給事業者）

担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
担当：鮫島、中川  
電話：03-3595-2368（直通）  
E-mail: suidougijutsu@mhlw.go.jp

#### 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。  
今般、中華人民共和国湖北省武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染症については、中国国内でのヒトからヒトへの感染が認められ、日本国内においても新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されたところです。

つきましては、各水道事業者及び各水道用水供給事業者におかれては、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策等に努めていただきますようお願い致します。

新型コロナウイルスに関しては、现阶段では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、引き続き、以下のウェブサイト等で最新かつ正確な情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局等の関係機関との情報共有を密にするようお願い致します。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）

○首相官邸（「新型コロナウイルス感染症に備えて」）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省（新型コロナウイルス等「感染症情報」）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/kekkaoku-kansenshouku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaoku-kansenshouku/index.html)

## (1) 国から発出された通知等 ②

事 務 連 絡  
令和2年2月17日

各厚生労働大臣認可  
〔 水道事業者 〕 担当者 殿  
〔 水道用水供給事業者 〕  
各都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

### 新型コロナウイルス感染症に対する対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）を発出し、各水道事業者等において、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策等に努めていただくようお願いしてきたところです。

この度、新型コロナウイルス感染症に関する内閣官房及び厚生労働省のウェブサイトにおいて、「多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。」と掲載されました。つきましては、普及啓発関連行事等を主催される水道事業者等におかれましても、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。

また、各水道事業者等において新型コロナウイルス感染症対策について検討する際には、「水道事業者等における新型コロナウイルス対策ガイドライン（改訂版）」（平成21年2月厚生労働省健康局水道課）に準じた対策を取ることが有効と考えられますので、参考としてください。

新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、引き続き、以下のウェブサイト等で最新かつ正確な情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局等の関係機関との情報共有を密にするようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（参考）

○首相官邸（「新型コロナウイルス感染症に備えて」）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansenshou/coronavirus.html>

○厚生労働省（新型コロナウイルス等「感染症情報」）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/housei/kenkou\\_iryuu/kenkou\\_kekakari-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/housei/kenkou_iryuu/kenkou_kekakari-kansenshou/index.html)

○厚生労働省（水道事業者等における新型コロナウイルス対策の推進について）  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/housei/jinmur.en/h21.210223-1.html>

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当： 鮫島、中川

電 話： 03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhllw.go.jp

## (1) 国から発出された通知等 ③

業主水発 0318 第1号  
令和2年3月18日

各都道府県水道行政主管部（局）長  
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者、離職や収入の減少等により生活に不安を感じておられる方々の存在が懸念されています。

令和2年3月18日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「生活不安に対応するための緊急措置」が決定され、「新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。」こととされたところです。

一方、各水道事業者におかれましては、「生活困難者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成31年3月29日付け業主水発0329第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）等に基づき、生活困難者に対して料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応をしていただいているものと認識しております。

つきましては、各水道事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に水道料金の支払に困難を来している者を対象として、上記貸付対象者であることの確認や必要に応じて戸別訪問等を実施することにより、その置かれた状況に配慮した支払い猶予等の対応や料金未払いによる機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。





## (2) 国の通知を受け、県から発出した通知 ②-2

(参考)

「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」(令和2年2月17日付け事務連絡)

### 記

1. 調査対象  
緊急事態宣言が発令された東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の水道事業者等
2. 調査内容(詳細は調査票及び留意事項を参照)  
貴水道事業者等の取組状況
3. 回答期限  
令和2年4月14日(火)17時まで
4. 提出先及び提出にあたっての留意点  
以下のメールアドレスに提出して下さい。  
なお、提出にあたり、メール件名及び調査票ファイル名は「【緊急事態宣言回答】(都道府県番号\_都道府県名)」として下さい。

以上

本件問い合わせ先  
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課  
岐阜、遠藤  
電話：03-3595-2368(直通)  
E-mail: [guidougijutsu@mh.w.go.jp](mailto:guidougijutsu@mh.w.go.jp)

## (3) 愛媛県新型コロナウイルス等対策行動計画(抜粋)

### 愛媛県新型コロナウイルス等対策行動計画

愛媛県  
(平成25年12月)

#### (3)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### ① 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。緊急事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する責務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係部局)

##### ①-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、措置その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

##### ①-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型コロナウイルス等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型コロナウイルス等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業者及び第一級郵便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び所管郵便の送達確保、感染対策の実施等、新型コロナウイルス等緊急事態において、郵便及び所管郵便を確保するために必要な措置を講ずる。(関係部局)

##### ② 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(企画開発部、供給振込部、関係部局)

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(保健福祉部、関係部局)

更なる理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して勧告又は配送を指示する。(企画開発部、供給振込部、関係部局)

##### ③ 生活関連物資等の価格の安定等

県、市町は、国民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売出しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保・増産・価格引き上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(県民福祉部、農林水産部、経済労働部、関係部局)

##### ④ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広域警察活動を推進するとともに、緊急な事案に対する取締りを強化する。(警察本部)